

教育委員会会議録要旨 (令和4年第6回)

定例会	日 時	令和4年3月29日(火) 午後1時30分
	場 所	明石市役所分庁舎4階教育委員会室
出席者	委 員	北 條 英 幸 教 育 長 柏 木 輝 恵 委 員 川 本 まり子 委 員 橋 幸 男 委 員 橋 本 彰 則 委 員
	事 務 局	村田局長 田辺次長(管理担当)兼総務課長 桑原次長(指導担当) 新田次長(給食担当)兼学校給食課長 廣岡所長兼次長(情報担当) 今村学校管理課長 金井学校教育課長 前薊明石商業高等学校事務局長 山下中学校給食担当課長 山本こども育成室運営担当課長 岩倉こども育成室企画担当課長 三ノ浦総務課企画総務係長

次 第

○議案

- 議案第 12 号 明石市教育委員会傍聴規則等の一部を改正する規則制定のこと
議案第 13 号 明石市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規定等の一部を改正する訓令制定のこと
議案第 14 号 明石市立幼稚園園則の一部を改正する規則制定のこと
議案第 15 号 明石市立高等学校学事規則及び明石市立明石養護学校学則の一部を改正する規則制定のこと

○報告事項

1. 令和 4 年度アクションプランの策定について
2. 照明設備 LED 化業務委託のスケジュール等の変更について
3. 教育委員の学校訪問について

開催

(北條教育長)

それでは、ただいまから、令和 4 年第 6 回定例会を開会します。

本日の署名委員は、柏木委員をお願いします。

前回の審議事項は、議案第 6 号「令和 3 年度明石市一般会計補正予算（3 月追加分）につき要請のこと」、議案第 7 号「明石市立学校管理職人事に関する内申の承認について」及び議案第 8 号「明石市立学校条例施行規則の一部を改正する規則制定のこと」について審議し、いずれも原案のとおり可決されています。ご確認ください。

まず、本日の議事についてですが、報告事項 2「照明設備 LED 化業務委託のスケジュール等の変更について」は、「その他傍聴を認めることにより、教育行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれがある事項」として、教育委員会会議規則第 13 条第 4 号により非公開として、最後に審議してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(北條教育長)

議案第 6 号を非公開といたします。

それでは、本日の審議を始めます。

議案第 12 号「明石市教育委員会傍聴規則等の一部を改正する規則制定のこと」及び議案第 13 号「明石市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令制定のこと」については、関連しますので、あわせて説明をお願いします。なお、採決は別々に行います。

(田辺次長)

議案第 12 号「明石市教育委員会傍聴規則等の一部を改正する規則制定のこと」及び議案第 13 号「明石市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令制定のこと」について、一括してご説明させていただきます。

まず、項番 1、改正の趣旨でございますが、令和 4 年度から教育総務課、学校管理課、青少年教育課の 3 課が統合され、新たに教育企画室が発足することに伴う規定の整備を行うほか、所要の整備を図るものでございます。

次に項番 2「改正の概要」でございます。(1)の組織改正に伴う規定の整備としまして、3 課の事務を 1 室に統合するもの。また、例規類で引用する組織の名称等を改めるもの。また、統合前の課長の事務について、統合後の組織の役職に沿って整理するもの。また、次長(管理担当)を廃止し、室長を設置することに伴い、整理するもの。最後にあかし教育研修センター所長が次長級から課長級職員に交代することに伴い、同センターの決済区分を整理するものでございます。

次に(2)は不妊治療に伴う休暇取得制度である出生サポート休暇の創設に伴い、制度利用を承認する際の決済区分を定めるものでございます。

次に(3)のその他の規定整備でございますが、前回 3 月 8 日の教育

委員会で議決していただきました内容について、規則で、申請等の
手続において押印を求める規定を削除するものでございます。以上
の改正の対象となる例規につきましては、項番 3「改正する例規」に
記載のとおりでございます。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などがありますでしょうか。

議案第 12 号では、3「改正する例規」(1)にある全ての規則、議案
第 13 号については、(2)の 3つの規定を改正するということですね。

(田辺次長)

はい。

(北條教育長)

まず、議案第 12 号につきまして、承認としてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(北條教育長)

次に、議案第 13 号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(北條教育長)

議案第 12 号及び議案第 13 号を承認いたします。

次に、議案第 14 号「明石市立幼稚園園則の一部を改正する規則制
定のこと」について、説明をお願いします。

(岩倉課長)

議案第 14 号「明石市立幼稚園園則の一部を改正する規則制定のこ
と」について説明いたします。

資料「明石市立幼稚園園則の一部改正について」をご覧ください。

1「改正の趣旨」でございますが、市立幼稚園のモデル園を幼稚園
型認定こども園として認定することに伴い、所要の整備を行うため、
規則の一部を改正しようとするものでございます。

2「改正する規則」は、明石市立幼稚園園則と幼稚園園則の改正に
伴う規定の整備を行うため、明石市立学校教職員の業務の量の適切
な管理に関する措置等を定める規則を改正いたします。

3「改正の概要」でございます。モデル園について、幼稚園で就労

世帯利用枠として在園していた園児が、保育の必要な事由の認定（2号認定）を受けた保育認定こどもとして幼稚園に在園することに伴い、(1)～(4)記載の内容について所要の整備を行います。

なお、幼児教育・保育の内容について変更を伴うものではございません。(1)は規則の第2条第4章に該当する部分で、教育認定こども、保育認定こどもの設定に伴い、「教育または保育を行う時間等に関する規定」「入園、退園、休園の手続き等の規定」について整備するものです。(2)「預かり保育に関する規定の整備」は規則の第5章に該当する部分で、保育認定こどもは、預かり保育として保育を受けていたものが、通常利用の保育となるため、預かり保育の利用対象者を教育認定こどもとする等の規定の整備を行うものです。

(3)「延長保育に関する規定の新設」は規則の第6章を新設するもので、保育短時間認定となる園児が認定された時間を超えた保育を受ける場合、延長保育としての利用となるため、新たに延長保育に関する規定を設けるものです。

その他に(4)に記載の関係規則の改正など、規定の整備を行います。

本規則の施行日は令和4年4月1日でございます。

以上でございます。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありますか。

(橘委員)

第9条(1)エの「冬期休業日」は「冬季休業日」ですね。

(岩倉課長)

そうです。季節の「季」に修正いたします。ありがとうございます。

(橘委員)

日常生活の中での文章の書き方と随分違うと思うのですが、丸括弧の中に、もう一回丸括弧が入ってくるのは、条例などではごく普

通にあることなのでしょうか。

(岩倉課長)

そうですね。条例、規則等では、丸括弧の中にさらに丸括弧があるというのは通常書き方ということになります。3つ重ねて括弧があるようなこともございます。

(橘委員)

参考までに申し上げますが、国の法律ではどうなっているのか少し見てみると、丸括弧と角張った括弧、そして鉤括弧、そういったものを一項目の中に上手く使って書いているものがありました。予防接種法だったと思います。そのような書き方の方がごく自然だと思ったのですがいかがでしょうか。

(新田次長)

法令、条例に関する制定のルールにつきましては、国の法令に倣っておりまして、今、委員がおっしゃられた条文は、もしかすると読みやすいように出版社等が何か加工されているケースなのかもしれません。

(橘委員)

小六法にそういう変更があるのですか。

(新田次長)

六法にする際には、読みやすいような加工をすることがございますので、もしかするとそのようなケースなのかもしれません。直接見ておりませんので何とも申し上げられませんけれども。

(橘委員)

もう一点、「休園」という言葉を一般的に聞くと、指導、教育そのものを休むことを休園（休校）と言いますけれども、ここではある一定の長さ以上を欠席するものに対して「休園」という言葉を使用しておりますが、そういう使い方が一般化しているということなのでしょうか。

(岩倉課長)

保護者からある一定の長さの届け出が出された場合、「～の長さの休園とする」という言葉を現在使っております。

(橘委員)

学校の休校にあたるものを園が行えば、同じ言葉「休園」を使う

のでしょうか。

(橋本委員)

委員は、園（学校）が主体で休むのか、それとも当事者が休むのかということが、同じ表現になるのではないかということをおっしゃっているのだと思います。

(山本課長)

園側が休む場合も「休園」と言いますが、特に「臨時休園」という言葉を使うことが多いと思います。本人（保護者）から休むことの申し出があった場合も同じ言葉ですが「休園」という言い方をするのが一般的です。

(橋委員)

一般的にそのように使われているわけですね。ありがとうございます。

(川本委員)

幼稚園型の認定こども園になるということですがけれども、土曜日の保育については、民間の認定こども園でもお休みということになっているのでしょうか。

(山本課長)

民間の幼保連携型認定こども園ですと、土曜日も実施されています。

(川本委員)

幼稚園型の認定こども園が民間にございますけれど、そういう園は土曜日運営されているのでしょうか。

(山本課長)

すみません。今、資料の持ち合わせがございませんのでお答えできません。

(川本委員)

土曜日にお仕事されている方が、幼稚園に子どもを預けている場合、お困りではないのかなということをお聞きしたくて確認いたしました。

(山本課長)

現在、幼稚園は土曜日実施しておりません。保育所や幼保連携型認定こども園では土曜日実施しています。全ての施設で全ての時間帯、曜日に受け入れていくのではなく、得意分野や時間帯を区別し

ながら選んでいただき、結果として待機児童がなくなり、全ての方が受け入れ枠の中に収まるように想定しています。

(北條教育長) それでは議案第 14 号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(北條教育長) 議案第 14 号を承認といたします。

次に、議案第 15 号「明石市立高等学校学事規則及び明石市立明石養護学校学則の一部を改正する規則制定のこと」について、説明をお願いします。

(金井課長) 議案第 15 号「明石市立高等学校学事規則及び明石市立明石養護学校学則の一部を改正する規則制定のこと」についてご説明いたします。

改正の趣旨と致しましては、令和 4 年 4 月 1 日から民法の改正により成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることをふまえ、明石商業高等学校及び明石養護学校の高等部における成年年齢に達した生徒に係る手続等について、所要の整備を図るものでございます。

改正の概要につきましては、成人年齢の引き下げに伴う規定の整備として、成年に達した生徒については保護者の同意なく転校、退学などが行えるようになることに伴い、保護者の同意を求める規定や提出書類に保護者の連署を求めていたものを改めるものです。

さらに、その他の規定整備といたしまして、規則で申請等の手続において押印を求める規定を削除するもの、また、明石養護学校において各種の様式を実務上用いられているものに改めるものです。

とは言いましても、生徒は成年に達したとしてもまだ成長の過程にあるほか、父母等により生計が維持されることが大半であることから、教育指導上の観点から、生徒から退学等の意思表示があった

場合でも、生徒及び父母等の話し合いの場を設けるなど、その父母等の理解を得ることに努めていきたいと考えております。

(北條教育長) 何かご意見やご質問等がありますでしょうか。

(橋本委員) いろいろなところで課題になっていますが、高校 3 年生の生徒には成人と成人でない人の 2 種が存在するわけですが、学校での扱いとしては変わらず、社会通念的な対応ということで従来通りということですね。

(前蘭事務局長) 委員がおっしゃられたとおり、学校の取り扱いとしては基本的には変わらないということになっております。

退学や転学といった手続きにつきまして、これまで学事規則の中で保護者の同意というものが必要になっておりました。しかしながら、この度 18 歳を超えた 3 年生につきましては、成人に達しているということで保護者の同意なく行えます。兵庫県の県立高校も同じような形をしており、今回、市の方でも改正していきたいと考えております。

(橋本委員) ありがとうございます。退学等に関する保護者の同意という点では違いがあるという説明と理解したのですが、学校で生活する中で保護者の同意という言葉が存在しているのはこの部分だけということではよろしいのでしょうか。

(前蘭事務局長) 入学試験時に提出する宣誓書等、入学に関する諸手続きの際にも保護者の同意が必要になります。

(北條教育長) 議案第 15 号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(北條教育長) 議案第 15 号を承認といたします。

次に報告事項に入ります。

報告事項1「令和4年度アクションプランの策定について」、説明をお願いします。

(田辺次長)

報告事項1「令和4年度アクションプランの策定について」、ご報告いたします。

令和4年度アクションプランにつきましては、3月8日の教育委員協議会におきまして、その案をお示しし、その後教育委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえ修正版が完成いたしました。前回の教育委員協議会におきまして、委員の皆様からいただきました意見を踏まえ2つの項目を修正しております。

方策1でございますが、「コロナ禍による休校など、様々な体験ができなくなっていることをふまえ、子どもの学習意欲を高めるための取組を検討して欲しい」と意見した趣旨は、教科学習における学習意欲の向上ではなく、特に低学年において学校生活が楽しいと思える体験の機会がなくなっている為、代わりの手立てを考えてほしいという意味であるとのことご指摘をいただきました。このご指摘を踏まえ、方策1の教育委員意見の欄には「コロナ禍による休校など、学校生活が楽しいと思えるような様々な体験ができなくなっていることをふまえ、子どもの学習意欲を高めるための取組を検討して欲しい」と追記すると共に、意見を踏まえた対応の欄には「コロナ禍により活動制限はあるものの、最大限子どもたちが学校生活が楽しいと思えるような取組を工夫し活動を進めていきます。」と追記いたしました。

併せまして、アクションプラン方策1-1の点検評価における昨年度までの主な指摘事項（指摘年度）の欄に「～学校生活が楽しいと思えるような～」と追記いたしました。

次に方策 9 の「不登校や、事情により通学できない児童生徒に対して、オンラインによる双方向授業など ICT を活用した学習機会の保障について検討して欲しい」と書いてあるが、不登校に限らず、事情により通学できない児童生徒への対応を求める意見に修正して欲しいというご意見をいただきました。このご意見を踏まえ、不登校以外の事情で通学できないケースを追加するため、方策 9 の教育委員意見欄を「~~不登校や、~~事情により通学できないすべての児童生徒に対して、オンラインによる双方向授業など ICT を活用した学習機会の保障について検討して欲しい」とし、学校教育課が主管する方策 9-2 「多様な学びの機会の保障」を追加いたしました。

併せてアクションプラン方策 9-1 の点検評価における昨年度までの主な指摘事項（指摘年度）の欄に記載のありました「不登校や」という文字を削除いたしました。また、アクションプラン方策 9-2 の同欄にも「事情により通学できないすべての児童生徒に対して、オンラインによる双方向授業など ICT を活用した学習機会の保障について検討してほしい」を追加いたしました。

報告は以上でございます。

(北條教育長)

前回いただきましたご意見につきまして、修正の報告がありました。よろしいでしょうか。

無いようですので、次に、報告事項 3 「教育委員の学校訪問について」、川本委員より報告をお願いします。

(川本委員)

令和 4 年 2 月 18 日金曜日に、2 校の学校訪問を行いました。

今回、松が丘小学校と朝霧中学校を選びましたのは、松が丘小学校がコミュニティ・スクールの先進校であるということ、朝霧中学校につきましては、制服に関する新しい取組を進めているというこ

とで行かせていただきました。

松が丘小学校ですが、今年で54周年を迎える学校で、校長先生は今年着任され、教頭先生は以前からいらっしゃった先生でした。かつては団地などがあり、1000人規模の小学校でしたが、現在児童数は344人で、就学援助率が高い地域であるということで、課題を抱えた児童もいるとのことでした。校区内に寺社がないということで、小学校が地域のセンターの役割を担っており、何かをする際は、学校が中心となつてするという文化が昔からあり、それがコミュニティ・スクールのモデル校になった要因でもあるということでした。

PTAについては、1年生の加入率は約半分で、将来的にはPTAがなくとも松が丘フレンドというボランティアで支えていければと取組をされています。研究については、主に総合の時間を使って行っており、「松が丘サミット」「松が丘プロジェクト」という名前をつけて、新たな取組をされているということです。また、コロナ禍でコミュニケーションの機会が減り寂しく感じている方がいることを受けて、地域の方と交流し意見をよく聞いて、自分たちの考えたことを行っていくということです。

6年生が行ってきたことに1～5年生がどのように関わり、積み上げていくかということを考えてカリキュラムマップを作っているということで、資料としても頂きました。

次に朝霧中学校ですが、まず玄関にずらっと制服が並べられており、パッと見て、洗練されたお洒落な制服だと感じました。この制服の作製にあたっては子どもが中心になったということで、例えば靴下にしても、ワンポイント有りにしようという保護者がいても、ワンポイントといってもいろいろあるから無地が良いということ

生徒が意見し、まとめていくという場面もあったそうです。

明石市が多様な性への理解を進める取組みをしていること、また現在の制服が古く 50 年前からのものであるということが、新しい制服を導入するきっかけになったということです。

また業者選定の為のプレゼンの際には、保護者の方は、自宅の洗濯機で洗えるなど洗濯の容易性や衛生面を重視されたそうです。校長先生も抗菌素材で本当に臭わないとおっしゃっていました。生徒たちは奇抜なものを選ぶと想定されていたそうですが、実際は使いやすいものになったということでした。靴は白限定から無指定になったことで、部活用の靴と白靴の両方を持ってくる必要がなくなり、自分のこだわりのある靴を履いてくるようになったことで、生徒が靴を大事にするようになったと感じているそうです。

PTA には任意で 7 割弱の方が加入されており、役員は立候補を募り、立候補がなければ、どうしても出来ない事情がある方を除いて抽選で決めるそうです。抽選の結果選ばれた方は概ね引き受けてくださるということでした。

ありがとうございました。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありますか。

(橘委員)

学校訪問は教育委員が訪問する他に、指導主事や議員が訪問するということは行われているのでしょうか。

(金井課長)

学校計画訪問といいまして、6 月と 9 月に分けて行っています。5 月から 6 月にかけては小学校、中学校、養護学校、明石商業高校、2 学期は主に幼稚園を訪問します。

(橘委員)

その中身はどのようなものでしょうか。

(金井課長)

この 2 年間は残念ながら授業参観ができておりませんが、基本的

には子どもたちの様子を、各教室を回って見ていくのと、校長室訪問で、例えば準公金が適切に取り扱われているかなど諸帳簿の点検をいたします。明石市の施策や明石市の教育についても話しをします。また、子どもたちが帰った後に、全体会ということで全職員と市教委の指導主事が集まり、市教委からは明石市の施策について、説明や授業の指導助言を行います。しかし、この2年間においては校長室訪問のみの実施になっています。

(橘委員)

私は高等学校の経験しかないので、学校訪問では、教科の指導はどのように行われているのかということをご丁寧に見ていただいて、それに対しての協議が綿密に行われるということが毎年の行事のようにありました。

学校運営という全体的なことについては、校長先生が市教委と連絡を取りながら、指導の下に運営されているということだと思っておりますが、教科指導については、教員を指導するという必要もあるということで、丸1日の時間を取って、午前中の2時間ぐらいで学習指導案を作って、それを基にした授業を展開していくというような形をとっていました。教科については、今年は数学、来年は英語といったように決まっていくのですが、このような形で授業をじっくりご覧いただいて、午後の1時間は教科に関する協議が行われ、もう1時間は学校運営について校長先生と話をします。教科に対する指導というものがかなり重点的に行われていたように思います。

私が学校訪問に参加させてもらう時に、教科指導の様子をどれだけ体験できるのか、必ずしも多くない時間のように感じたのですがいかがでしょうか。

- (金井課長) 私たちの学校計画訪問の内容ですが、確かに授業参観は行いますが、長い時間ではございません。じっくりとした教科の指導までできませんが、それとは別に指導主事が学校からの講師派遣依頼を受けて、指導助言を行っております。また、指定研究を実施している学校へは頻繁に伺っております。
- (橘委員) その指導主事についてですが、市教委には全ての教科に専門を持たれている方がいらっしゃるのでしょうか。
- (金井課長) 全ての教科にはおりません。学校教育課の中でも学校指導係が中心になって行っております。生徒指導上のことであれば児童生徒支援課、保健、体育関係であれば保健体育係というように、専門的な部署がございますが、例えば保健体育係の指導主事が体育免許を持っているかという一概には言い切れません。
- (橘委員) あかし教育研修センターにも専門の方がたくさんおられるのでしょうか。
- (金井課長) センターの方にも指導主事はたくさんおります。センターには退職した先生もいらっしゃいまして、特に年次研修、初任者研修等を行っておりますので、そのようなところで関わっていただいております。
- (柏木委員) コロナ禍で「松が丘サミット」「松が丘プロジェクト」がどのような形で行われていたのか、もし聞いておられるようでしたら、ぜひ教えていただきたいと思います。
- (川本委員) 校長先生が赴任されてからずっとコロナ禍であったわけですが、3月4日に研究発表会ということで、出来ることをできる形でということで行われていたのだと思います。
- (山下課長) 一部オンラインで実施したということを知っております。

- (北條教育長) 松が丘のコミュニティ・スクールは Zoom でのやり取りも積極的に取り入れていると聞いていますので、オンラインも使われているようですね。
- (柏木委員) 児童と地域の方がオンラインでやり取りするということでしょうか。
- (山下課長) 記憶の範囲内での回答になりますが、地域の方や保護者も入ってやり取りをされていたのではないかと思います。
- (柏木委員) 朝霧中学校で制服を新たにしたり、校則を変えたりと、素晴らしいと思うのですが、こういった取組というのは校長先生のご判断で実施できる形になっているのでしょうか。
- (金井課長) 勿論、校長先生の判断でも可能ですが、朝霧中学校の場合は先生方からもそういった声が上がって進めていったと聞いております。
- (柏木委員) ニュースでも中学校の校則が話題になっていましたが、朝霧中学校のように、校則を見直そうというような動きは他の中学校でもあるのでしょうか。
- (桑原次長) 児童生徒支援課の方から必ず毎年、校則が今の時代に即しているのか、子どもたちの意見が反映されているのかということを確認するよう指導しています。その中で今回、大々的に取組みを行ったのが朝霧中学校ということになります。
- (川本委員) マスコミに取り上げられたこともあって、加古川、姫路などの市外からも問い合わせの電話があったようです。
- 子どもからスカートが寒いといったような声も上がっていたようです。
- (北條教育長) 朝霧中学校が、新聞に大きく取り上げられたので、ここでしか行われていないような印象を受けますが、殆どの学校が大なり小なり

見直しは行っています。朝霧中学校は4月の入学生から制服が新たなものになりますが、大蔵中学校も既に来年の4月から新しい制服に変わることが決まっています。

(川本委員) 明石市のいわゆる標準服について問い合わせや、既に購入を決めたなどの動きはありますか。

(桑原次長) 教育委員会事務局に直接問い合わせはありませんが、常任委員会で聞いたところによると、議員に対しては、どうなったのかといった質問が寄せられているようで、議員からしっかりと説明をし、納得していただいているようです。スタートしたばかりですので、その都度丁寧に説明していきたいと思っています。

(川本委員) 女子のスラックス導入のためになるべく早い形でということがあったと思うのですが、市ではなく歴史ある学校としての標準服を作ったほうが、導入しやすいし買いやすいと思いますので、市と学校両面でよろしくをお願いします。

(北條教育長) それではこれより非公開審議となります。
報告事項2「照明設備LED化業務委託のスケジュール等の変更について」、説明をお願いします。

(今村課長) (説明)

(各委員) (質疑・意見交換)

(北條教育長) 以上で本日の議事は全て終了いたしました。
以上をもちまして、第6回定例会を終了いたします。

(14:25 閉会)